

# 令和6年度製菓衛生師試験実施要領

## 1 試験日時

令和7年3月7日（金曜日）

受付時間 9:00から 9:30まで

注意事項説明 9:30から10:00まで

試験時間 10:00から12:00まで

試験会場への入室は試験開始後1時間までとする。

## 2 試験場所

大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館14階大会議室

ただし、受験者数によって会場を変更する場合がある。

なお、試験当日、受験者は試験会場駐車場（大分県庁舎駐車場）を使用できないため、公共交通機関等を利用して来場すること。

## 3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（製菓衛生師法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの※1

※1 学則等に定められている期間において1年以上在籍している者を指す。在籍期間が1年未満の者に関しては受験資格がないので注意すること。

- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日時点において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が3年を超えているもの

## 4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

## 5 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出る者については、試験科目のうち「(6) 製菓理論及び実技」を免除する。

## 6 問題数及び出題形式

60問 四肢択一式

## 7 受験願書の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和7年1月14日（火曜日）から1月31日（金曜日）までとする（日曜日及び土曜日を除く）。

なお、郵送の場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書の上、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課まで書留郵便で送付すること（郵送での申込みの場合は、令和7年1月31日（金曜日）の消印のあるものまで受け付ける。）。

また、受験願書の提出は、ファックス又は電子メールによるものは、受け付けない。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで

8 受験願書の提出先

(1) 県内に住所を有する者

大分市内にあっては、大分県生活環境部食品・生活衛生課に提出すること。

大分市以外にあっては、住所地を管轄する保健所又は保健部に提出すること。

(2) 県外に住所を有する者

大分県生活環境部食品・生活衛生課に提出すること。

9 提出書類

(1) 受験願書（製菓衛生師法施行細則(昭和42年大分県規則第63号)第1号様式）

(2) 次の受験資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 受験資格3（1）に該当する者

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

イ 受験資格3（2）に該当する者

2年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第2号様式）

ウ 受験資格3（3）に該当する者

3年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第2号様式）

(3) 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出るものは、技能検定に合格したことを証する書類

(4) 写真（出願前6箇月以内に上半身、脱帽で正面を撮影したもの（縦4cm・横3cm）1枚（裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、受験願書上の空白部分に貼付すること。）

(5) 製菓衛生師試験通知書用はがき（受験票）（郵便はがきの表に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入すること。）

(6) 試験結果通知用封筒（定形規格のもの。宛先欄に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、110円切手を貼付すること。）

10 受験手数料

9,400円

願書提出の際納入すること。

郵便で申込みの場合は、現金書留または普通為替証書で納入すること。

なお、一旦納入した手数料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

11 受験票の交付

試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した製菓衛生師試験通知書（受験票）を送付するので、試験当日必ず持参すること。

12 試験結果の発表及び通知

令和7年3月14日（金曜日）午前10時から、合格者の受験番号を県庁舎本館1階掲示板及び県庁ホームページに掲載する。

また、試験に合格した者については合格証書を、不合格の者には製菓衛生師試験結果通知書を送付する。

13 製菓衛生師試験に関する問い合わせ先

（1）受験についての問い合わせ先は、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課（別紙一覧表を参照）に行くこと。

（2）電子メールでの問い合わせは、[a13910@pref.oita.lg.jp](mailto:a13910@pref.oita.lg.jp) に行くこと。

14 その他

（1）受験願書等の送付を希望する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用定形封筒（110円切手を貼付すること。）を同封の上、「製菓衛生師試験願書請求」と朱書の上、大分県生活環境部食品・生活衛生課へ請求すること。

（2）受験者に対する要請事項については、大分県生活環境部食品・生活衛生課のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13900/seika.html>）で周知する。

(別紙) 製菓衛生師試験に関する問い合わせ先

東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1 TEL 0977-67-2511 FAX 0977-67-2512
東部保健所 国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1 TEL 0978-72-1127 FAX 0978-72-3073
中部保健所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎 72-34 TEL 0972-62-9171 FAX 0972-62-9173
中部保健所 由布保健部	〒879-5421 由布市庄内町柿原 337-2 TEL 097-582-0660 FAX 097-582-0691
南部保健所	〒876-0844 佐伯市向島 1-4-1 TEL 0972-22-0562 FAX 0972-25-0206
豊肥保健所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 934-2 TEL 0974-22-0162 FAX 0974-22-7580
西部保健所	〒877-0025 日田市田島 2-2-5 TEL 0973-23-3133 FAX 0973-23-3136
北部保健所	〒871-0024 中津市中央町 1-10-42 TEL 0979-22-2210 FAX 0979-22-2211
北部保健所 豊後高田保健部	〒879-0621 豊後高田市是永町 39 TEL 0978-22-3165 FAX 0978-22-2684
大分県生活環境部食品・生活衛生課	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 TEL 097-506-3058 FAX 097-506-1743 Eメール <a href="mailto:a13910@pref.oita.lg.jp">a13910@pref.oita.lg.jp</a>

